ローコストレンタカー貸渡約款

第1章 総則 (約款の適用)

「別歌の知用」 第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸し渡すものとし、 借受人はこれを借り受けるものとします。 なお、この約款に定めのない事項については、第38条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。 2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した 場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予約 (予約の申込み) 第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじ め車種クラス、信受開始日時、借受期間、返還増所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件(以 下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。 2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、第34条第1項の規定に基づき代理資渡しを行う場合(同項の規定による代理 資渡しを受けた車両を代章として貸し渡す場合を含みます。)を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応 ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

(予約の変更) 第3条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第3条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
(予約の取消し等)
第4条 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。)の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人者しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

「代音レンタカー) 第5条 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といいます。)の貸渡しを申し入れることができるものとします。 2 信受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の信受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものと

によるものとし、ア約に40に不正と、ノハルの一、10年以上ます。
3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

予約の取得しとして祝々派が、当は他へのが、 (免責) 第6条 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4及び第5条に定める措置を 除き、相互に何らの請求をしないものとします。 (予約業務の代行) (予約業務の代行) ※74、世界(は、単分に分かって多約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。)において予約の

一代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるも のとします。

第3章

2 で17末音に対して前項の中込みを行うた首を入は、ての代行来者に対してのみず利の変更又は取用して早し込むことができるものとします。
第3章
「資速収約の締約」2 条第1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により資源条件を明示して、資速契約を締結
するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は信受人若しくは運転者が第9条第1 項若しくは第2 項
各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2 資連契約を締結した場合、信受人は当社に第11 条第1 項に定める資源料金を支払うものとします。
3 当社は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、資源簿(資源原薬)及び第14条第1 項に規定する資源証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を配貌しています。3 の運転免許証を扱許証(注2)の番号を配貌しています。3 の運転免許証を扱いませる。2 は次契約の締結にあたり、信受人に対し、信受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。3 の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとり、信受人に対し、情受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。3 の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、(注2) 要係者的呼吸るときはその運転名を登ませるときは、自己が運転管理を提示し、又はその写しかに表示を提出するものとし、(注2) 重な者があるときは、国土交通省自動車交通局長通速「レンタカーに関する基本通速」(自) 解第138号 平成7年6月
(注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する国際運転免許証のする、道路交通法施行規則第19条列を採出第14の書式の運転免許証を免許証とは、道路交通法第92条に規定する関連を許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の事とととることがあります。
4 当社は、資源契約の締結にあたり、信受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の事とととることがあります。
5 当社は、資源契約の締結にあたり、信受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。
(2) 酒気を帯びていると認められるとき。
(3) 麻素、覚せい利、シンナー等による中等症状等を呈していると認められるとき。
(4) チャイルドシートがないにもかかわらず67未満の幼児を同乗させるとき。
(4) チャイルドシートによる日等症状等を呈していると認められるとき。
(5) 過去の資源しにおいて、資源料金の支払いを滞納にた事率があるとき。
(1) 予約に際して定めた運転を対したの事でよりにおいて、資源料金の支払いを滞納した事率があるとき。
(3) 過去の資源しにおいて、資源料金の支払いを滞納した事率があるとき。
(5) 過去の資源しにおいて、資源料金の支払いを滞納にたるの資源しにおいて、資源料金の支払いを滞納により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
(5) 過去の資源しにおいて、資源約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかったを要があったとき。
(5) 過去の資源しにおいて、資源約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかったとき。
(5) 過去の資源しにおいて、資源約款違しにおいて、資源約款違しにおいて、資源約款違しにおいて、資源約款違しにおいて、資源約款違しにおいて、資源約款違しにおいて、資源約款違しにおいて、資源約款違しにおいて、資源約款違しにおいて、第23条第1 項に掲げる事実があるときる。
(5) 過去のは、2 では、2 では、2 を申しまでは、2 を申しまでは、2

- あったとき。 (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款達反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。 (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、 又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。

- (7) 風脱を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。 (8) 別に明示する条件を満たしていないとき。 3 前 2 項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から 予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。 (貸渡契約の成立等)
- 第10条 等の 後後であり、 借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。 この場合、受領済の予約申込金は資源料金の一部に充当されるものとします。 2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。
- 第11条 賞潔料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。 (1) 基本料金 (2) 特別装備料

- (3) ワンウェイ料金(4) 燃料代又は充電代
- (5) 配車引取料 (6) その他の料金
- 2 X 本 X 色は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同じとします。)に届け出て実施している料金によ
- るものとします。 るものとします。 3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料 金によるものとします。 4 貸渡料金については、細則で定めるものとします。
- (借受条件の変更) (宿文末代の変更) 第12条 借受人は、貨渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなけれ ばならないものとします。 2<u>当社は、前項によ</u>る借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。
- (点検整備及び確認) 第 13 条 当社は、道路運送車両法第 48 条 〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものと 第13 条 当社は、道路運送車両法第48 宋 L 定期 品 (保室領」 L 定の の 品 保 で し、 必 本 な 本 知 で で に で こ へ こ へ こ へ こ します。
 2 当社は、第34 条第1 項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含め、道路運送車両法第47 条の2 [日常点検整備] に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
 3 借受人又は運転者は、前 2 項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。
 (賞護証の交付、携帯等)
 第14 条 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
 3 借受人又は運転者は、以上のカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。
 4 借受人又は運転者は、以上のカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。
 4 借受人工は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用 (管理責任)

(管理責任) 第15条 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な 管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。 (日常点検整備) 第16条 借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2[日常点検整備]に 定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。 (禁止行為)

- 第 17 条 [・]僧受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。 (1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに舞する目的に使用するこ と。 (2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に配載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転
- させること。 (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。 (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を

(3) (2) タカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造者しくは変造し、又はレンタカーを改造者しくは改装する等その原状を変更すること。
(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを存種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引者しくは後押しに使用すること。
(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
(9) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
(10) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。
(10) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。
(第12年の場合の措置等)
第18条 信受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を制付し、及び違法駐車に伴うレッカーを移動さく場下引取りなどの賠費用を負担するものとします。
2 当社は、警察からレンタカーの放置知る場合では、信受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、者目では、警察制のとし、他受人又は運転者に対して適合のとし、性受人又は運転者に対して適合のとし、性受人のは運転者に対して適合には、登場から引き取るとともに、レンタカーの信受期間満了時又は当社の指示する時までに取扱い警察目により活動では、当社が場合とし、他の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則の指示を行うものとします。より確認はは、当社が適当なの指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則の指示を行うものとします。
3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を支通反則の指示を行うものとします。とし、企業に対し、加速を持つに対し、のを認なる条列を表して法律上の措置に従うことを自認するものとし、表では関策を言いするものとします。とい、ます、といいます。)に自ら署をするよう求め、信受人又は運転者に対して道路を通に関してはできるものとし、するのに対して道路を通法第51条の4第1位に対して直路を通に対して道路で通法第51条の4第1位に関策を言いる第2位に対して道路で通法第51条の4第1位に関策を言いる第2位に対して対します。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期にといいます。)を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期に関係費用を支法が関に要はなる無限をした場合には、当社の指定の規模を開めるとします。
(1) 放置違反歯相当額(以下に軽車違反関係費用を支法的・のに対します。

でに駐車爆及関係変用を支払うものとします。
(1) 放置薬反金相当額
(2) 当社が別に定める駐車藻反連約金
(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転会許配番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全し始システム」といいます。)に登録する等の指定をとるものとします。
7 第 1 項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第 2 項

に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項 に走める放置達反金及び駐車達反連約金に売てるものとして、当該書に考わりへき目の当社の水めに応じないときには、当在はあり頃に定める放置達反金及び駐車達反連約金に売てるものとして、当該管告受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車達反金(次項において「駐車達反金)といいます。)を申し受けることができるものとします。 8 第 6 項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車達反金及び第 5 項第 3 号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第 6 項に規定する全と協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全と協システムに登録したデータを削除する

ものとします。 9 信受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、信受人又は運転者が、後刻当該駐車 違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受 けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係要用のうち、放置違反金制付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受 けたときは、当社は既に支払いを受けた理事関係要用のうち、放置違反金制付金利を借受人又は運転者に返還するものとします。 第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。 10 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り 消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除する

用され、スは第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したアーダを削除するものとします。 第5章 返還 (返還責任) 第19条 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。 2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。 3 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。 3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。 (返還時の確認等)

(英温時の確認等) 第 20条 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した 箇所があること、電気気動車の電池の消耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人者しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確 認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

(借受期間変更時の資速料金) 第21条 借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うも (返還場所等)

(返還場所等) 第22条 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。 2 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、別に定める返還場所変更変的料を支払うものとします。 (不返還となった場合の措置) 第23条 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は信受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する情置をとるものとします。 2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者へ関取り選をや専向位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。 3 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。 第6章 故障、專故、盗難時の措置 (故障発見時の措置)

(事故発生時の措置) (事故発生時の措置) 第25 条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず 法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。 (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。 (2) 前今の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。 (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を運滞なく提出すること。 (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。 2 借受人又は運転者名は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第 26 条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるも

第 20 末 1日文人スは遅れるは、使用中にレジッカーの監験が完全したことでもい地の数者を受けたことは、次に足める指揮をこるものとします。 (1) 直ちに最寿りの蓍察に通報すること。 (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。 (3) 盗戦、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を選滞なく提出す

1名につき無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。)

1事故につき無制限(免責金額5万円)

(3) 車両補償 1 事故につき 時価額(免責金額5万円) (4) 搭乗者補償 ____

指表者補償については、実質的にこれを上回る補償か行われる人身像香桶價保険が適用される場合には、当該人身像香桶價によることがあります。
2 保険約款又は補價制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運販者の負担とします。ただし、放差災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激差災害と指定された災害(以下「激差災害」といいます。)による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激差災害に指定された地域において減失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを再しないよのと、ます。 とを要しないものとします - 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するも

5 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額又は損害賠償責任共済の共済掛金相当額は、貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除 (貸渡契約の解除)

、気感となる。 第30条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貨渡料金を借受人に返還しないものとします。

(同意解約) 第^{31条}が^{**} 信受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた規額を借受人に返還するものとします。

アベルニスペラン ロックニン・メック 2 借受人は、削減の解約をするときは、別に定める解約手数料を当社に支払うものとします。 第9章 個人情報 (個人情報の利用目的)

(個人情報の利用目的) 第32条 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。 (1) 道路運送法第 80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業 許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。 (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提 供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。 (3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。 (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。 (5) 個人情報を維持的に重針、公長1 無限

、(5)個人情報を統計的に集計、分析し、個人を嫌別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。 ! 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行いま

【個人情報の受験及び利用の同意】 第33条 情受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。 (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合 (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車進反関係費用の全額の支払いがない場合 (3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合 第10章 雑則

(代理貸渡し)

(代理資速し) 第34条 当社は、申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸し渡すことができない場合(申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含む。)においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとします。(これを「代理貸渡し」といいます。)(1) 事故、故障等のトラブルがあっときは自社の約款を適用するものであること。(2) 貸渡証は第3項に定めるときるものときるは自社の約款を適用するものであること。(3) 提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。(3) 提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。(4) 報道ときする場合には、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとします。
3 代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供した事業者の定変ものとします。
4 代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとします。
4 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡によるものとします。
4 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡によるものとします。
4 代理貸渡しをした場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。 (相数)

、19787/ 第 35条 当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務 といつでも相殺することができるものとします。

(消費税)

(消費税) 第36条 僧受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとします。 (運延損害金) 第37条 僧受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による 遅延損害金を支払うものとします。 (細則) 第38条 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。 2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載 するものとします。これを変更した場合も同様とします。 (合食管輸業判所)

(合意管轄裁判所 第 39 条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の 所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 本約款は、平成22年6月30日から施行します。 附則 本約款(一部改正)は、平成29年4月1日から施行します。